

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第37号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の182」を「、6月に支給する場合には100分の182、12月に支給する場合には100分の190」に改める。

別表中「913,000円」を「922,000円」に、「784,000円」を「792,000円」に、「649,000円」を「655,000円」に、「626,000円」を「632,000円」に、「607,000円」を「613,000円」に改める。

第2条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の182、12月に支給する場合には100分の190」を「100分の186」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表の改正規定 令和5年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和6年4月1日